

## 平塚市障がい者就労支援強化事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、平塚市障がい者就労支援強化事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者のうち18歳以上である者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のうち18歳以上である者及び難病患者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）に規定する特殊の疾病に該当する者）であって、次のア又はイに該当するものをいう。
  - ア 平塚市内に居住する者（他市町村が交付した障害福祉サービス受給者証により、グループホームに入居している者を除く。）
  - イ 平塚市が交付した障害福祉サービス受給者証により、平塚市外のグループホームに入居している者
- (2) 施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に係る事業所、同条第27項に規定する地域活動支援センターのうち平塚市から指定を受けた事業所並びに法附則第20条に規定する旧法指定施設をいう。
- (3) 事業所 対象者と雇用契約を締結した事業主体をいう。
- (4) 一般就労 事業所との雇用契約に基づく労働であって、パート又はアルバイトのうち1週あたりの労働時間が20時間に満たないもの及び設定されている雇用契約期間（当該雇用契約が更新された場合にあつては、更新後の期間を含む。）が3か月に満たないもの並びに福祉施設・福祉的就労協力事業所等における福祉的就労を除くものをいう。

### (就職給付金の支給要件)

第3条 平塚市長（以下「市長」という。）は、対象者が雇用契約締結前1か月前まで利用していた施設等を退所し一般就労した場合は、対象者の請求に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の就職給付金を予算の範囲内で当該対象者に支給するものとする。

- (1) 一般就労に係る雇用契約締結時  
30,000円
- (2) 一般就労に係る雇用契約締結後9か月間継続して労働に従事した場合  
15,000円
- (3) 一般就労に係る雇用契約締結後12か月間継続して労働に従事した場合  
15,000円

2 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、就職給付金を支給しないものとする。

- (1) 一般就労に係る雇用契約締結前1か月前まで利用していた施設等における利用期間が1年に満たない場合かつ当該施設等における利用日数が150日に満たない場合
- (2) 前項の規定により就職給付金の支給を受けた者が当該就職給付金の支給要件に係る事業所との雇用契約を解除した場合であって、当該契約解除をした日から再度就職給付金の請求をした日までの期間が1年に満たない場合

3 対象者が一般就労に係る雇用契約締結前1か月前まで利用していた施設等について、他市町村が交付した障害福祉サービス受給者証により利用していた場合には、当該期間を前項第1号に規定する利用期間又は利用日数に算入しないものとする。

(支給対象からの排除)

第3条の2 市長は、平塚市暴力団排除条例（平成23年条例第9号）第8条に規定する必要な措置として、対象者又は事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員
- (2) 法人であって、代表者、役員又は職員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

2 市長は、就職給付金の支給決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、当該支給決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に支給された就職給付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、就職給付金の請求をした者又は支給決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認することができる。

(就職給付金の請求)

第4条 対象者は、第3条第1項に規定する就職給付金を請求するときは、就職給付金請求書（第1号様式）に、次に掲げる書面を添付し、当該就職給付金の支給要件に係る事業所に雇用された日から（同項第2号に規定する就職給付金

を請求する場合にあっては雇用開始後 9 か月間継続して労働に従事した日から、同項第 3 号に規定する就職給付金を請求する場合にあっては雇用開始後 1 2 か月間継続して労働に従事した日から) 1 年以内に市長へ提出するものとする。

(1) 一般就労に係る雇用契約書の写し

(2) 第 3 条第 1 項に規定する期間、労働に従事したことを証する書面

2 市長は、前項による請求があったときは、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定し、就職給付金支給決定通知書(第 2 号様式)により請求者に通知するものとする。

(就職給付金の支給の特例)

第 5 条 対象者が一般就労前に利用していた施設等において、雇用契約に基づく福祉的就労をしていた場合の就職給付金の金額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、当該規定により支給すべき金額の 3 分の 2 に相当する金額とする。

2 前項の規定により算定した金額に千円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(委任規定)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、平塚市障がい者就労支援強化事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 0 月 1 日から施行する。